

第7回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月11日(木) 午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齋藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
 - 第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今より、第7回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第7回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番島田信成委員、同じく3番中野文子委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）であります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和6年1月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。</p>
会長（横山）	<p>議案第18号の2番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の第1項議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、10番小林修委員の退席をお願いします。</p>

	(10番小林修委員の退席)
会長(横山)	2番について事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。
会長(横山)	事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。
	(挙手全員)
	挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可することを決定いたしました。
	(10番小林修委員の入室)
	次に議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。1番について事務局より、説明を願います。
事務局(國府田)	議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年1月11日、邑楽町農業委員会長、横山正行。
	番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。
会長(横山)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
3番(中野)	3番中野です。1月9日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は国道354号線から北に200メートルくらいのところに位置しており、不耕作の状態となっています。邑楽南地区計画区域内農地の第2種農地として判断されます。3班として現地や周辺農地

3番（中野）	<p>の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に2番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
9番（中村）	<p>9番中村です。1月9日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字三軒家地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は開拓工業団地から南東に500メートルくらいのところに位置しており、市街地近傍小集団農地の第2種農地として判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番（松島）</p>	<p>7番松島です。1月9日に事務局と3班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地はスポーツ・レクリエーション広場から西に100メートルくらいのところに位置しており、邑楽南地区計画区域内農地の第2種農地として判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>次に議事日程第3、報告第6号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番について、事務局より報告願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第6号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和6年1月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における4条の届出によるものでござ</p>

事務局(國府田)	<p>います。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(横山)	<p>次に報告第7号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。1番から6番について、事務局より一括して報告願います。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第7号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和6年1月11日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。番号2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。番号3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。番号4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。番号5番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。番号6番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については19ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(横山)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第7回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p>令和6年1月11日</p> <p>邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p>委員 <u>島田 信成</u></p> <p>委員 <u>中野 文子</u></p>